第五十四条　原産地証明書

1　輸出締約国の権限のある当局は、輸出者によって行われる申請又は当該輸出者の責任の下で当該輸出者によって権限を与えられた代理人によって行われる申請に基づき、原産地証明書を発給する。

2　輸出締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給機関を指定することができる。

3　各締約国は、附属書四に定める様式に適合する原産地証明書の書式を定める。原産地証明書については、附属書四の原産地証明書の注釈に定める記入方法に従って、輸出者が英語により記入し、又は当該輸出者によって権限を与えられた代理人が輸出者の責任の下で英語により記入する。

4　原産地証明書は、次条に規定する場合を除くほか、船積みの時までに発給する。

5　産品について原産地証明書の発給を申請する輸出者は、原産地証明書の発給を行う輸出締約国の権限のある当局又は発給機関の要請があった場合にはいつでも、産品が輸出締約国の原産品であることを証明する全ての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。

6　産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に提出する申告であって、当該産品の生産者が提供する情報又は誓約に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請に応じ、当該産品の生産者が輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に直接かつ任意に提出する申告

7　輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、産品が輸出締約国の原産品であると認めることができる場合には、原産地証明書を発給する。

8　輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、産品が輸出締約国の原産品であることを確認するために必要な措置をとる。この場合において、当該権限のある当局又は発給機関は、当該産品が原産品であることについて、証拠を要求し、及び輸出者又は生産者が所有する当該産品が原産品であることに関する文書又は情報であってこの条に規定するものの検査その他の適当と認められる確認を実施する権利を有するものとする。当該権限のある当局又は発給機関は、また、原産地証明書が3に規定する書式に従って正しく記入されることを確保する。

9　各締約国の権限のある当局又は発給機関は、原産地証明書に相互に関係する番号を付して発給するものとする。

10　産品について原産地証明書の発給を受けた輸出者又は6(b)に規定する生産者は、当該原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、当該原産地証明書の正確性又は有効性に影響を及ぼす可能性があるいかなる変更についても、輸出締約国の権限のある当局に対し書面により遅滞なく通報する。当該権限のある当局は、その通報を受領した場合には、当該原産地証明書が関税上の特恵待遇の要求のために使用されることなく当該権限のある当局又は発給機関に輸出者から返却されたときを除くほか、輸入締約国の関係当局に対し速やかに通報する。

第五十五条　遡及して発給される原産地証明書

1　次のいずれかの場合には、例外的に原産地証明書を産品の船積みの後に発給することができる。

(a)　誤り若しくは意図的でない不作為又は例外的な状況により、船積みの時に原産地証明書が発給されなかった場合

(b)　原産地証明書は発給されたものの、輸入の際に技術的な理由により受理されなかったことにつき、輸出締約国の権限のある当局が満足するような説明がなされた場合

2　1の規定により発給される原産地証明書については、当該原産地証明書の第九欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」との文言を記載するものとする。

第五十六条　原産地証明書の再発給

輸出者は、原産地証明書が有効期間の満了前に盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある当局又は発給機関に対し、当該権限のある当局又は発給機関が保有する輸出に関する文書に基づいて当該原産地証明書の再発給を申請することができる。このような方法によって発給される原産地証明書については、当該原産地証明書の第九欄に「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER DATED」の文言を記載するものとする。再発給された原産地証明書については、当初の原産地証明書の有効期間中は有効なものとする。

第五十七条　原産地申告

1　第五十三条(b)に規定する原産地申告については、次条に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。

2　原産地申告については、関係する産品が輸出締約国の原産品であると認めることができる場合にのみ作成することができる。

3　認定輸出者が輸出締約国に所在する産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、次のいずれかのものに基づいて当該産品の原産地申告を作成することができる。

(a)　当該産品の生産者が当該認定輸出者に提供する情報

(b)　当該産品が輸出締約国の原産品である旨の誓約であって、当該産品の生産者が当該認定輸出者に提供するもの

4　認定輸出者は、輸出締約国の権限のある当局の要請があった場合にはいつでも、原産地申告を作成した産品が輸出締約国の原産品であることを証明する全ての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。

5　原産地申告の申告文については、附属書四に定める。認定輸出者は、関係する産品について特定できるように十分詳細に記述した仕入書、納品書その他の商業上の文書にタイプ印書し、押印し、又は印刷することにより、英語により原産地申告を作成するものとする。原産地申告については、当該商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。

6　認定輸出者は、産品の船積みの時まで又はその後に、当該産品の原産地申告を作成することができる。

7　産品について原産地申告を作成した認定輸出者は、当該産品が輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、輸出締約国の権限のある当局に対し書面により遅滞なく通報する。当該権限のある当局は、その通報を受領した場合には、輸入締約国の関係当局に対し速やかに通報する。

第五十八条　認定輸出者

1　輸出締約国の権限のある当局は、輸出締約国に所在する輸出者に対し、認定輸出者として原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a)　当該輸出者が輸出締約国の原産品の船積みを頻繁に行っていること。

(b)　当該輸出者が原産地申告の作成に係る業務を適正に行うに足りる知識及び能力を有し、かつ、輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと。

(c)　当該輸出者が、当該権限のある当局に対し、当該輸出者を特定する原産地申告についての全ての責任であって、手書きで署名したとしたならば当該輸出者が負うことになったであろうものを負うことを書面により約束すること。

2　輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。原産地申告については、認定輸出者による署名を必要としない。

3　輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者が権限を適正に行使することを確保する。

4　輸出締約国の権限のある当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある当局は、認定輸出者が1に規定する条件を満たさない場合又は認定輸出者が権限を適正に行使しない場合には、輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消さなければならない。

第五十九条　通報

1　一方の締約国は、この協定の効力発生の時に、他方の締約国に次のものを提供する。

(a)　(b)　原産地証明書の書式

(b)　(a)　発給機関の名称及び原産地証明書を発給できる職員の氏名並びに権限のある当局又は発給機関の事務所において原産地証明書の発給のために使用される署名及び印章の見本及び図案を記載した登録簿